

内部監査・外部業務監査と外部会計監査の関係

- ① 内部監査、外部業務監査と外部会計監査は、有効な内部統制の確立という点においては共通している部分が認められる。
- ② 内部監査、外部業務監査は内部統制の基本的枠組みにおいて、法人内の各機能を監視する監視機能として位置付けられる。
また、その対象範囲となるのは財務諸表の信頼性の確保に係る業務のプロセスだけでなく、法令等の遵守や業務の有効性・効率性、資産の保全までも対象とする。
従って、内部監査、外部業務監査では、財務諸表の信頼性に直接関係がない法令等の遵守状況・業務の有効性・効率性も評価し、問題点・改善を要する点等があれば、改善指導・改善提案を行うことが要請される。
- ③ それに対し、外部会計監査は財務諸表の信頼性に対する意見表明が目的であり、財務諸表に直接関係する経営環境、業務のプロセス、リスクマネジメントの有効性・効率性などを検証したうえで、意見表明の為の合理的証拠を収集し、評価・判断を実施することが要請される。

	内部監査、外部業務監査	外部会計監査
目的	・ 組織体の経営目標の効率的な達成への貢献	・ 組織体の外部関係者に対し、財務諸表の信頼性に関する情報を提供する。
目標	・ 内部統制の有効性・業務の効率性の評価 ・ リスクマネジメントの状況の評価および改善	・ 財務諸表の信頼性に対する外部監査人の意見表明 年度 :財務諸表の信頼性に対する保証 四半期 :財務諸表の信頼性に対する限定的な保証
対象領域	・ 組織体内の全ての業務活動	・ 財務諸表の信頼性に関連する業務中心
根拠	・ 業務規程等の法人の定めた規定に基づき実施	・ 年度 :平成13年2月9日付、公益法人等の指導監督等に関する閣僚会議幹事会 「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申し合わせの中で一定規模以上の公益法人の会計監査を義務付け ・ 四半期:法令に基づく根拠なし。業務規程で、「原則四半期毎に財務諸表を公開する旨」を規定
監査基準	・ 内部監査規程等	・ 年度 :監査基準および監査に関する品質管理基準に基づき実施 ・ 四半期:「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について(中間報告)」を勘案
判断基準	・ 組織体の目標・社内の規程・マニュアル等 ・ 組織体に関する法令等	・ 年度:財務諸表に直接関係する経営環境、業務のプロセス、リスクマネジメントの有効性・効率性などの評価を検証したうえで、意見表明の為の合理的証拠を収集し、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に照らし評価・判断を実施 ・ 四半期:上記の評価の検証について年度に対し簡便的な方法によっている。
主な実施例	・ 自動車リサイクル法、寄附行為、資金管理業務規程および同細則、調達規程、倫理規程・情報公開規程および両規程の遵守マニュアル、稟議・決裁規程、会計規程、就業規程、出張旅費規則、公印取扱規則、文書管理規則などの遵守状況 ・ ドキュメント管理、パスワード管理、PC／モバイルの持出管理、個人情報管理 ・ 再資源化預託金等および資金管理料金收受業務 ・ 再資源化預託金等運用業務 ・ 再資源化預託金等の払渡および資金管理料金の支払業務など	年度の例 ・ 理事者とのディスカッション等を通じて「財団の事業内容」や「財団内外の経営環境」等の理解、「勘定科目・取引が本来有する特性(例えば、現金は横領の可能性、預託取引は件数が膨大でありエラーが起きやすい等)」を検討し、当期における重要勘定科目の各監査要点(実在性、網羅性、権利と義務、評価、期間按分、表示)に係る固有リスクを評価。 ・ 統制リスクに関しては、入金プロセス、支払プロセス等について、ヒアリング等により内部統制の整備状況を把握し、また、整備されている内部統制が有効に運用されているかどうかの運用状況の検討を実施。 ・ 固有のリスク及び統制リスクの評価結果などを踏まえ、勘定科目別等に監査手続を実施。(現金預金の実査、未収入金の入金状況、特定資産組入支出と特定資産取崩収入の整合性検討、事業費の証憑突合など)